

## 太田市公告

農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）（以下「法」という。）第１８条第５項の規定により認可したため、法第１８条第７項の規定により公告する。

なお、当該認可に係る農用地利用集積等促進計画は、下記の通り太田市農政部農業政策課において縦覧に供する。

令和７年１０月２０日

太田市長 穂 積 昌 信

１．認可年月日 令和７年１０月２０日

２．縦覧期間

令和７年１０月２０日から、促進計画に記載された存続期間満了の日まで備え置くこととする。

３．縦覧時間

太田市の休日を定める条例（平成１７年太田市条例第２号）で定める市の休日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までを除く。）

４．縦覧場所

太田市新田金井町２９番地

新田庁舎 農政部 農業政策課